

価格形成の場の設立の経緯及び背景について

自主流通協議会方式

- ・自主流通協議会は、指定法人（全農、全集連）及び卸売業者団体（全糧連、全米商連、全農）で構成、食糧庁の通達に基づき設置。
- ・自主流通の全般的な調整その他自主流通の円滑な実施を図ることが目的。
- ・自主流通米の価格決定は、主要ブロック（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡）ごとに、指定法人（全農、全集連）と卸売業者との当事者間の交渉により決定。年間同一の価格（建値）。
- ・昭和61年産米より、従来と同様に建値で取引が行われる部分（基礎的流通部分）の他に、入札によって価格を決定する部分（変動的流通部分。年間流通量の約2割）を導入。平成元年産米より、基礎的流通部分を「通常取引」、変動的流通部分を「入札取引」に改める。

自主流通米価格形成機構（平成2年8月～）

平成元年6月 農政審議会報告「今後の米政策及び米管理の方向」

- ・米の需給と価格の安定を図るという食糧管理制度の基本的役割を維持しつつ、米管理の方向としては市場原理がより活かされる仕組みをつくることが課題。
- ・「自主流通米について、…需給動向や品質評価を価格に的確に反映させるための価格形成の場を設定する」。

平成元年9月 「自主流通米価格形成の場」検討会を食糧庁に設置

- ・検討会6回、専門部会5回の合計11回にわたって検討

平成2年4月 「自主流通米価格形成の場」検討会報告

- ・食糧管理制度の下、自主流通米の流通量は年々拡大。元米穀年度(昭和63年11月～平成元年10月)において主食うるち米の流通量の約6割、元年産米の集荷の約7割を占める。
- ・自主流通米の値決めは、いわゆる自主流通協議会方式で行われていたが、価格形成の透明性・公平性に欠け、需給動向や品質評価が十分反映されていない等の問題点が指摘されてきた。

- ・「自主流通米について、売り手、買い手の間で競争原理が働き透明性や公平性が確保される価格形成の仕組みをつくり、産地品種銘柄ごとの需給動向や品質評価が価格への的確に反映されるようにする。」

平成2年5月 「自主流通米価格形成の場」対策室及び「自主流通米価格形成の場」推進本部を食糧庁に設置

- ・対策室において第三者機関の設立準備、場の管理・運営の具体的方針の検討等

平成2年8月24日 （財）自主流通米価格形成機構設立発起人会の開催

- ・設立趣意書、寄附行為等の決定、役員の選任
- ・農林水産大臣に設立許可の申請

平成2年8月30日 （財）自主流通米価格形成機構の設立許可

平成2年10月31日 第1回入札取引（東京）

平成2年11月7日 第1回入札取引（大阪）

自主流通米価格形成センター（平成7年11月～）

平成6年8月 農政審議会報告「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」

- ・食糧管理制度の実態との乖離、ウルグアイ・ラウンド農業合意を踏まえた国際化への新たな対応の必要性等から、新たな米管理システムの構築を提言。
- ・「自主流通米の価格形成の場については、法制度にこれを位置付けるとともに、透明性の確保や需給実勢の的確な反映が必要である一方、生産者の営農と消費者家計の安定が要請されていることも踏まえ、入札取引の仕組みを改善する必要がある。」

平成7年10月23日 自主流通米価格形成センター指定の申請

平成7年11月1日 食糧法の施行（食糧管理法は廃止）

- ・（財）自主流通米価格形成センターに名称変更
- ・農林水産大臣から食糧法に基づく自主流通米価格形成センターとして指定

全国米穀取引・価格形成センター（平成16年4月～）

平成14年1月 「生産調整に関する研究会」設置

平成14年11月 生産調整に関する研究会報告「水田農業政策・米政策再構築の基本方向」

- ・自主流通米価格形成センターを改組し、中核的な取引の場として整備。
- ・指標価格の相対取引への一律適用、義務上場等を廃止。
- ・取引の場を制度的に一つに限らず、複数の取引の場の形成を妨げない。

平成14年12月 「米政策改革大綱」省議決定

- ・「実勢に即した価格が形成されるよう、米の取引の場を育成・拡充する。」

平成16年4月1日 改正食糧法の施行

センターに関する主な改正内容

- ・法律上の名称を「米穀価格形成センター」に改称する
- ・入札以外の方法による取引の実施を認める
- ・取引参加者の参加要件を大幅に緩和する
- ・全国一個の規定を廃止し、複数のセンター設立を認める
- ・先物禁止規定を削除する

- ・（財）全国米穀取引・価格形成センターに名称変更
- ・農林水産大臣から食糧法に基づく米穀価格形成センターとして指定